

予算がなくなり次第、
受付を終わります！
早めに交付申請手続き
をしてください。



中小企業 振興対策 事業補助 のご案内

和泉市は

『さまざまな経営課題
にチャレンジしている
中小企業者』

を応援しています！

1. 研究・開発支援事業

補助の対象となる事業経費は、中小企業者等が開放機器等を使用したり、調査・研究を委託し、
又は試験研究を依頼したり、共同研究をした場合に、以下の機関での事業に要した費用

- ・大阪産業技術研究所
- ・大阪府立公衆衛生研究所
- ・一般財団法人日本食品分析センター
- ・近畿職業能力開発大学校
- ・桃山学院大学
- ・大阪市立大学
- ・大阪府立大学

2. 工業所有権取得促進支援事業

補助の対象となる事業経費は、中小企業者が工業所有権申請に要した費用

- ・特許権
- ・実用新案権
- ・意匠権
- ・商標権

3. 人材育成支援事業

補助の対象となる事業経費は、事業主又は従業員が次の機関で行う研修等の修了に要した費用

- ・大阪産業技術研究所
- ・近畿職業能力開発大学校
- ・大阪府立高等職業技術専門学校（南大阪校、北大阪校、東大阪校、夕陽丘校）
- ・中小企業大学校
- ・一般社団法人大阪府技術協会
- ・大阪府立大学

それぞれの事業毎に

- ☆ 要した費用の半額を
一事業所あたり20万円まで補助します。(千円未満切捨)
- ☆ ただし、工業所有権は申請区分に応じて補助します。

お問合せは

和泉市 商工労働室 商工推進担当
和泉市産業振興プラザ

☎(0725)99-8123(直通)
☎(0725)58-7887

1. 研究・開発支援事業

◇対象者

- ・和泉市内で同一事業を1年以上営んでいる中小企業者
- ・構成員の過半数が和泉市内に事業所を有し、1年以上の活動している中小企業交流団体

◇補助額

- ・一件につき要した費用の1/2以内
- ・同一年度中に一事業所または一交流団体あたり20万円以内（千円未満切り捨て）

◇申請書類

- ・和泉市中小企業振興対策事業補助金交付申請書※

<添付書類>

- ①申請者の概要※
- ②申請事業内容の説明書※
- ③補助金の対象となる費用に係る領収書の写し

◇申請手続き

- ・事業終了後2ヶ月以内に申請書類を提出

2. 工業所有権取得促進支援事業

◇対象者

- ・和泉市内で同一事業を1年以上営んでいる中小企業者
- ・構成員の過半数が和泉市内に事業所を有し、1年以上の活動している中小企業交流団体

◇補助額

- ・工業所有権の区分に応じ、出願料の全額（印紙税相当額）、または審査請求料の一部（右表のとおり）ただし、同一年度中に一事業所あたり20万円以内

◇申請書類

- ・和泉市中小企業振興対策事業補助金交付申請書※

<添付書類>

- ①申請者の概要※
- ②上記申請経費に係る領収書等証となるもの
- ③特許庁発行の特許権、実用新案権、意匠権、商標権申請の受領書の写し

◇申請手続き

- ・各工業所有権を申請した日から2ヶ月以内に申請書類を提出

工業所有権の区分及び補助額

工業所有権	対象経費	補助額
特許権	出願料	全額(印紙税相当額)
	審査請求料	10万円以内
実用新案権	出願料	全額(印紙税相当額)
	登録料	出願時に同時に納付する(3年分)
意匠権	出願料	全額(印紙税相当額)
商標権	出願料	全額(印紙税相当額)

3. 人材育成支援事業

◇対象者

- ・市内の中小企業の事業主又は従業員で次のいずれかの機関が実施する研修等を修了したもの

◇対象機関

- ・大阪産業技術研究所 ・近畿職業能力開発大学校 ・中小企業大学校 ・大阪府立大学
- ・大阪府立高等職業技術専門学校（南大阪校、北大阪校、東大阪校、夕陽丘校） ・一般社団法人大阪府技術協会

◇補助額

- ・受講料の半額（一事業所あたり20万円以内）（千円未満切り捨て）

◇申請書類

- ・和泉市中小企業振興対策事業補助金交付申請書※

<添付書類>

- ①申請者の概要※
- ②研修実施機関の受講修了証明書（※またはそれに代わるもの）

◇申請手続き

- ・受講修了後2ヶ月以内に申請書類を提出

※印の書類は和泉市ホームページからダウンロード可
HPアドレス <http://www.city.osaka-izumi.lg.jp/>

